

令和二年三月三日受領
答弁第七三三号

内閣衆質二〇一第七三三号

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港新飛行ルートに伴う新たな着陸方式における「Tailored Chart」の周知に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出羽田空港新飛行ルートに伴う新たな着陸方式における「Tailored Chart」の周知に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「Tailored Chart」については、東京国際空港における新たな飛行経路のうち南風好天時に運用される進入経路において、気象条件等によっては、三度の降下角で飛行した場合の高度と三・五度の降下角で飛行した場合の高度の間の高度を航空機が飛行することを許容していることを示しているものであり、これについては、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十九条第一項の規定に基づいて国が発行する航空情報の一つである航空路誌により航空機乗組員に対し情報提供を行っているほか、東京国際空港に乗り入れている本邦及び外国の航空会社に対しては国土交通省から複数回にわたり説明及び周知を行っている。